

就 学 援 助 制 度 に つ い て

保護者各位

刈 谷 市 教 育 委 員 会

刈谷市在住で小中学校に就学する児童生徒の保護者で、経済的に困窮し、子どもを就学させることが困難な方に対し、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条」の規定に基づき、刈谷市教育委員会は、就学に必要な費用の援助を行っています。

新たに援助を希望する保護者は、お子さんの通学する小中学校等へ就学援助費受給申請書兼世帯票を提出してください。刈谷市教育委員会は、学校長、地区の民生委員・児童委員の方の意見をもとに、下記の認定基準により審査し、認定をします。

認定されますと、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等の援助が受けられます。

記

認定基準

要保護

- ・ 現に生活保護法に基づく保護を受けている方

準要保護

- ・ 生活保護の停止または廃止を受けた方
- ・ 要保護に準ずる程度に困窮している方
- ・ 市県民税の非課税または減免の処置を受けている方
- ・ 国民年金の掛け金の減免を受けている方
- ・ 国民健康保険税の減免を受けている方
- ・ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている方

令和 7 年度就学援助費支給単価（年額）一覧表（令和 7.4.1）

費 用	対 象 者		令和 7 年度単価
新入学児童生徒学用品費 （1 学期分に支給）	小学校 新1年生		57,060円
	中学校 新1年生		63,000円
学用品通学用品費 （学期ごとに分割支給）	小学校	1 年生	11,630円
		2～6 年生	13,900円
	中学校	1 年生	22,730円
		2、3 年生	25,000円
修学旅行費 （実施学期分に支給）	小学校	準要保護児童	実費
		要保護児童	実費
	中学校	準要保護生徒	実費
		要保護生徒	実費
校外活動費 【宿泊を伴わないもの】 （実施学期分に支給）	小学校	1～6 年生	実費（上限1,600円）
	中学校	1～3 年生	実費（上限2,310円）
校外活動費 【宿泊を伴うもの】 （実施学期分に支給）	小学校	1～6 年生	実費（上限3,690円）
	中学校	1～3 年生	実費（上限6,210円）
学校給食費 7（認定日から全額補助）	小学校	1～6 年生	1食 250円
	中学校	1～3 年生	1食 280円

※申請受付及び認定審査は、年度単位で行います。支給対象期間は、認定日以降当該年度までとなります。

※新入学児童生徒学用品費：お子様が令和 7 年度に1年生で、令和 7 年 6 月 30 日までに認定された人が支給対象

※学用品通学用品費：領収書等の提出は不要。年度途中から認定の場合、認定日の属する月から支給

※修学旅行費：実施時期に認定されている人が支給対象。

修学旅行費補助額分（中学校 4 万円、小学校 2 万円）を差し引いた額を支給

※校外活動費：実施時期に認定されている人が支給対象

※給食費：認定日以降の学校への支払いが不要となります。

※要保護認定者の支給対象は修学旅行費（実費）のみ

※支給時期 1 学期分は9月末、2 学期分は1月末、3 学期分は3月末に支給します。

「通級指導教室」のご案内

刈谷市教育委員会

「通級による指導」について、お知らせします。

「通級による指導」とは、集団の中で十分に力を発揮できない子を数時間、個別に取り出し、学校生活に適応できるよう支援を行い、集団生活に参加しようとする意欲と力を育てている新しい学びの場のことです。

《 指導方法 》

通常の学級の授業を抜けて通級指導教室へ通い、教師と1対1や少人数で個別指導を受けます。

《 籍について 》

籍は、通常の学級です。「通級指導教室」で学習する時間以外は全て通常の学級で活動を行います。

《 入級・退級 》

入級は随時、その子の困り感が改善・克服された時点で退級となります。



○ よくある質問

Q1 「どんな子が対象なの」

- ・ みんなの前だと、行動や気持ちのコントロールが難しい子や集団の中にいるとストレスをためやすく、学校が嫌いになってしまう子、話し方が気になる子などが対象となります。

Q2 「授業を抜けて大丈夫」

- ・ 学級の時間割を見て、どの時間に、何回通うかを通級指導担当者と相談します。

Q3 「学習の遅れを取り戻してくれるの」

- ・ 「通級による指導」は、集団生活に参加しようとする意欲と人とかかわる力を育てることを中心に行います。学習の遅れを取り戻すための個別指導とは違います。

Q4 「どんなことをやるの」

- ・ 「わかった」「できた」という成功体験を重ね、学習への意欲を高めます。
- ・ 子どもの状態に合わせて、教材や指導方法を工夫し、集中して学習に取り組ませます。
- ・ 個別に、人との関わり方を学んだり、集団での活動へ参加するための知識、技能や態度を学んだりし、社会性を育てます。

問い合わせ先

各校 特別支援教育コーディネーター（教頭）へ

「ことばの教室」のご案内

刈谷市教育委員会

お子さんの一般的な成長段階では、小学校入学の6歳頃になりますと、普通の日本語が話せるようになります。ところが、お子さん全体の5%くらいは、ことばに何らかの問題があるという統計結果がでています。

発音に問題のある子

「さかな」を「タかな」と音を置き換えて言ったり、子音を省いて「らっぱ」を「アっぱ」と言ったり、音をゆがめて「かるた」を「か？た」と言ったりするお子さんや、言っていることばが聞きづらかったり、声がすべって鼻に抜けてしまったりするなど、発音全体に何か問題を感じるお子さんです。

話し方に問題のある子

「ボッ、ボッ、ボク」と、ことばの出だしを繰り返したり、「セーーンセイ」と、伸ばしたり、あるいは「・・・ァ・ノネ」とつまってしまったり、ことばがなかなか出せなかったりするお子さんです。中には、そのことを気にしてほとんどしゃべらないお子さんもいます。

ことばの発達に遅れがある子

話の内容やことばの理解が発達年齢に比べて幼いお子さんです。ことばの数が少なかったり、表現が幼稚だったり、文章や指示を理解する力が弱かったりするようなお子さんは、ことばの面だけではなく、学習意欲や情緒の安定などにも問題が起こりやすくなります。また、発音に問題を残しているお子さんもいます。

「ことばの教室」は、上記のようなお子さんの指導を行うためのものです。もし、お子さんのことばで気になる点がありましたら、気軽にご相談ください。

「ことばの教室」の概要

〈対象児童〉 通常の学級での学習に支障はないが、ことばに問題があるお子さんです

障害のあるお子さんならば、特別支援学級または特別支援学校へ進むことが考えられますが、ことばに問題があっても、通常の学級での学習に支障がないお子さんならば、通常の学級で学習することになります。

しかし、現在の35人学級制の通常の学級では、ことばに問題のあるお子さんに特別な指導を行う時間を確保することは難しい状態です。そこで、こうしたお子さんに対して、適切な指導を行うために「ことばの教室」を、亀城小・小高原小学校に通級指導教室として設置しています。他校から通級する場合は、保護者の方で送迎することを原則としています。

《 指導方法 》

通常の学級の授業を抜けて「ことばの教室」へ通い、教師と1対1で個別指導を受けます。（通級制）

週1～3時間程度の指導を受けます。抜ける授業は、国語が主ですが、限定はしません。ことばの訓練的な内容を行います。

《 籍について 》

籍は、他のお子さんと同じ通常の学級に置きます。「ことばの教室」で学習する時間以外は全て通常の学級で学習や活動を行います。

《 入級・退級 》

入級は随時、ことばの問題が改善された時点で退級となります。

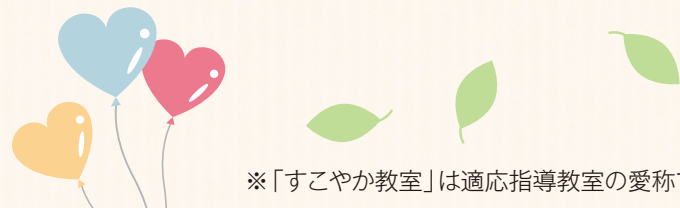
- ◆ことばの問題は、早期に発見し指導を行うと、学習効果もよく、お子さんに心理的な負担を感じさせることも防げます。



問い合わせ先

各校 特別支援教育コーディネーター（教頭）へ

案内図



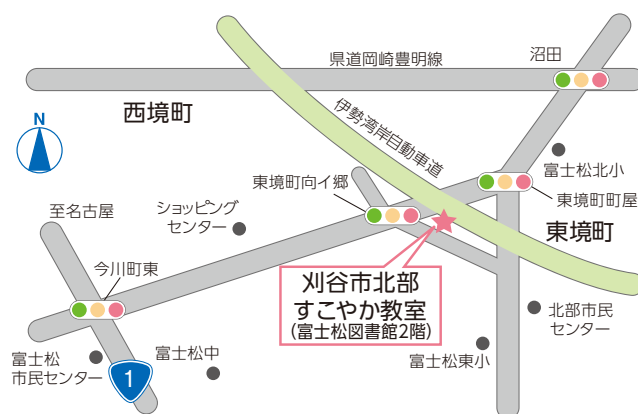
※「すこやか教室」は適応指導教室の愛称です。

刈谷市北部すこやか教室 (富士松図書館2階)

〒448-0007
刈谷市東境町神田32番地2

TEL 0566-62-7551
FAX 0566-62-7552

公共施設連絡バス停 富士松図書館下車

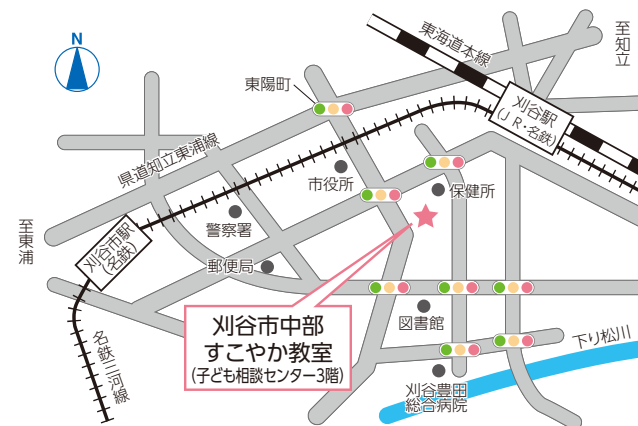


刈谷市中部すこやか教室 (子ども相談センター3階)

〒448-0857
刈谷市大手町1丁目51番地

TEL 0566-23-6716
FAX 0566-23-6759

公共施設連絡バス停 市役所下車徒歩2分



刈谷市南部すこやか教室 (南部生涯学習センターたんぽぽ2階)

〒448-0803
刈谷市野田町西田78番地2

TEL 0566-62-8550
FAX 0566-62-8570

公共施設連絡バス停 たんぽぽ下車



他の身近な 電話相談窓口 紹介

- 刈谷市子ども相談センター ☎0566-62-6313
- 刈谷市青少年センター ☎0566-23-8888
- 愛知県刈谷児童相談センター ☎0566-22-7111
- 愛知教育大学 教育臨床総合センター ☎0566-26-2712
- 愛知県こころの電話 ☎052-261-9671
- 愛知県総合教育センター 一般教育相談 ☎0561-38-2217

すこやか教室の ご案内



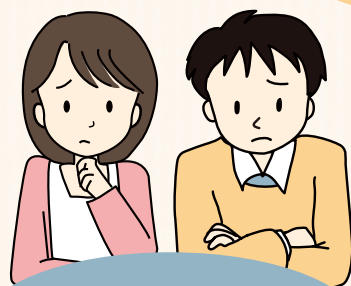
学校によるこんで
行ってほしい。



家にとじこもっていないで、
友だちと仲良く遊んでほしい。



学習面の遅れを
少しでも取り戻して
ほしい。



けれども……

明るい笑顔に
もどってほしい。



こんな話がしたい方は
まずは**“ご相談を”**

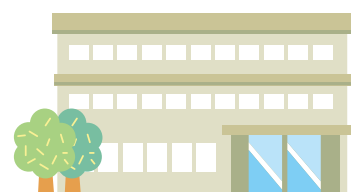


※相談内容については、秘密を守ります。

電話相談



来室相談



活動
相談日時

毎週月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日は除く)
午前9時～午後4時(月曜日は午前9時～午後2時)

刈谷市北部すこやか教室
刈谷市中部すこやか教室
刈谷市南部すこやか教室

☎0566-62-7551
☎0566-23-6716
☎0566-62-8550

すこやか教室はこんなところです

活動内容

すこやか教室は、不登校の子どもたちが、学校復帰や上級学校への進学、
将来の自立に向けて準備をするところです。

そして、さまざまな活動を通して、自分の良さに気づき成長していくところです。
具体的な活動として、相談活動や学習活動、体験活動(スポーツ・栽培・調理・読書など)を行っています。

子どもの声

ここへ来るとほっとする。気持ちが休まる。
自分の居場所ができてうれしい。(A女)

すこやか教室だと落ち着いて勉強できるし、指導員
の先生も勉強を教えてくれるので、すこやか教室に
来てよかった。(B男)



指導員の先生も勉強を教えてくれる

保護者の声

身内の者にも相談できず困っていたけれど、親身になっ
て相談にのっていただきました。
こんな施設があるとは知らなかった。相談して良かったで
す。(C女の母親)

とにかく子どもが明るくなり、笑顔が多くなりました。今
では自分から進んで起きてくるようになりました。(D
男の母親)



指導員と相談する保護者

「親の会」で相談・意見交換

すこやか教室では、3教室ともに『親の会』を毎月1
回開催しています。
『親の会』では、困っていることや悩んでいることなど
について個別に相談にのったり、参加者同士で意見交換
をしたりしています。どなたでも参加することができます。



指導員と野菜を育てる子どもたち

刈谷市子ども相談センター

お子様についての心配やお悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。相談員が丁寧に相談に応じます。

Q. どんな相談ができますか？

- ・子どもが学校に行きたがらないので心配・・・
- ・子どもの入園や入学、進路のことが不安・・・
- ・子どもの言葉や理解、運動などの発達が心配・・・
- ・子どものしつけや子育ての仕方がわからない・・・
- ・子どもがいじめを受けているのでは？
- ・子どもが友だち関係で悩んでいる・・・
- ・近所の子どもが虐待を受けている気がする・・・ など



子どもに関する悩みや問題であれば何でもご相談ください。相談内容の秘密は、厳守します。（相談費用は無料です。）

センターでの対応が難しいケースも、責任をもって関係機関などと連携して、問題を解決するように努めます。

Q. どんな人が相談できますか？

次の①から④に該当する3歳から18歳を迎えた年度末までの子どもと、その保護者、親族、学校・園の関係者等が相談対象となります。

- ①刈谷市内に在住
- ②刈谷市内の幼稚園、幼児園、保育園等に在園
- ③刈谷市内の小学校、中学校、高等学校、大学等に在学
- ④刈谷市内の事業所等に在勤



Q. いつ相談できますか？

月曜日～土曜日の午前9時～午後5時です。
(日曜日・祝日、12月29日～1月3日は休館日)

Q. どんな相談の方法がありますか？

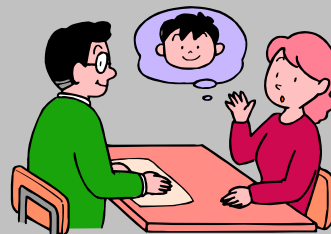
相談方法には、「来室相談」、「電話相談」、「オンライン相談」があります。

＜来室相談＞

センターにて、相談員が直接相談を受けます。
予約をしていただくと、スムーズです。(予約優先)

＜電話相談、オンライン相談＞

センターに来ることが難しい場合は、
電話、「Zoom Meeting」での相談をお受けします。



Q. どのようにして来室相談の予約をとりますか？

電話もしくは直接センターで予約することができます。

Q. センターはどこにありますか？ 連絡先は？



〒448-0857
刈谷市大手町 1 丁目 51 番地
☎ **0566-62-6313** (代表)

1 階：受付、相談室

2 階：相談室、電話相談室、
会議室、事務室

[3 階：中部すこやか教室]

＜アクセス＞

- ・JR刈谷駅・名鉄刈谷駅南口から西へ徒歩7分 刈谷市役所から南へ徒歩2分
- ・車でお越しの場合は、センター東側の駐車場をご利用ください。
(センター玄関前の北側には、「思いやり駐車場」があります。)

●市内の相談支援事業所●

事業所名	住所	連絡先
相談支援事業所 こころ悠々	刈谷市神田町 1-3	24-7017
子どもと福祉の相談センター ひかりのかけ橋	刈谷市築地町 1-7-1	87-1388
計画相談のみ 刈谷市社会福祉協議会 障害者支援事業所	刈谷市下重原町 3-32	61-0608
計画相談のみ 特定相談支援事業所 ペガサス・Ⅱ	刈谷市井ヶ谷町松ヶ崎 6-3	36-2621
計画相談のみ 相談支援なんてん	相談支援なんてんは現在休止中です	24-7017
計画相談のみ 相談支援事業所タッチ	刈谷市池田町 2-207	87-7100
計画相談のみ こもれび第3刈谷	刈谷市東新町 6-5-1	45-7108



●『アクセス』 JR・名鉄線刈谷駅南口より徒歩約5分●

刈谷市基幹相談支援センター「灯」
 〔 刈谷市障害者支援センター内 〕
 〒448-0851 刈谷市神田町 1 丁目 3 番地

刈谷市 基幹相談支援センター ともしび 「灯」

障害に関する
相談を受ける **最初の窓口** です。

年齢や障害種別、手帳の有無を問わず、
 障害のある人やその心配がある人などからの相談に対して
 専門の相談員が相談内容をお聞きして、
 適切な支援機関へお繋ぎします。



相談は
無料です

☎0566-63-6002
 FAX 0566-24-7027

利用時間 月～金 9:30～16:00 / 土 9:30～11:30
 (日・祝日・年末年始はお休み)

ともしび
 「灯」：灯台のように道を指し示す中心的な存在になるようにという思いが込められています。

利用の流れ



どこに相談したら良いか分からないときは、
まずは当センターにご相談ください！

来所または電話にてご連絡ください。

相談員が、相談をお聞きします。

適切な支援機関へお繋ぎしていきます。

基幹相談支援センターの役割

市民

当事者支援

- 障害種別や年齢を問わず様々な障害に関する総合窓口として、相談者が気軽に相談できるよう対応し、相談後には適切な支援機関に繋がります。
- 制度の説明や病気に対する正しい知識を得るための講習会を実施したり、福祉団体やボランティアを紹介して当事者が抱える負担を軽減します。
- 成年後見制度が必要な人には、弁護士等の専門家や刈谷市成年後見支援センターに適切に繋がります。



事業者

関係機関との連携

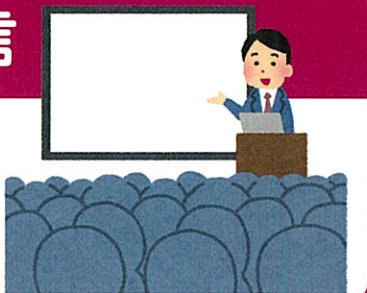
- 行政機関、福祉機関、医療機関などの各種支援機関や障害福祉サービス提供事業所などとの連携を図ります。
- 地域移行・地域定着支援事業の普及・啓発を行い、地域との連携を図ります。



事業者

相談支援事業所への指導・助言

- 困難事例の対応や計画相談の作成に関することなど、専門的な指導や助言を行います。
- 研修会を開催し、相談員のスキルアップを図ります。



自立支援協議会の部会運営

- 関係者の連携や障害のある人の支援体制を協議するための部会を運営します。